

テクノスクールの機能強化に関する審議の進め方について(案)

—テクノスクール機能強化小委員会—

1 目的

徳島県職業能力開発審議会におけるテクノスクールの機能強化に関する審議を円滑に行うため、徳島県職業能力開発審議会設置条例第8条の規定に基づき、審議会に「テクノスクール機能強化小委員会」を設け（設置・総括：徳島県職業能力開発審議会会長）、審議会会長の求めにより、次の事項について予め一定の整理・調整を行う。

- ・ テクノスクールの機能強化に係る草案（答申原案の検討）
- ・ その他、テクノスクールの機能強化の審議に関し必要な事項

2 構成

- ・ 6名で構成し、審議会の委員の中から審議会会長が氏名
- ・ 必要に応じて、審議会の他の委員に出席を依頼

3 設置期間

職業能力開発審議会による審議終了まで
(※「テクノスクールの機能強化」の答申まで)

